

確定申告・納税システム (e-Tax) の利用には、署名用電子証明書と IC カードリーダーが必要で

●電子証明書の取得方法

電子証明書が標準搭載されたマイナンバーカードを取得してください。15 歳未満の方や成年被後見人の方には、署名用電子証明書は発行されません。

有効期限 / 5 回目の誕生日まで (住所や氏名に変更があった場合、署名用電子証明書は失効します)

●マイナンバーカードの申請方法

郵送やインターネットなどで、個人番号カード交付申請書を地方公共団体情報システム機構へ申請してください。申請書をお持ちでない方は、次の物を準備して、本人が市民課窓口までお越しください。

- ・顔写真付き本人確認書類 (運転免許証、パスポートなど) ・健康保険証 ・マイナンバーの通知カード
- ・住民基本台帳カード (お持ちの方のみ)
- ・6 カ月以内に撮影の顔写真 (無帽、無背景、縦 4.5cm × 横 3.5cm) 1 枚 (市民課でも無料で撮影)

※マイナンバーカードは、地方公共団体情報システム機構で作成されるため、交付までに 1 ~ 2 カ月程度かかります。

固定資産税に関する届出

●土地・家屋について

固定資産税・都市計画税は、毎年 1 月 1 日現在の状況で課税することになっています。次の場合は、連絡をしてください。

- ・土地の利用状況が変わった場合
- ・家屋を取り壊した場合
- ・家屋を新築や増築し、家屋評価が終わっていない場合

※未登記家屋所有者が、相続・売買・贈与等で変わった際は「未登記家屋所有者変更申請書」を提出願います。

●償却資産の申告について

償却資産 (固定資産税) の申告は、令和 3 年 2 月 1 日 (月) までです。

申告が必要な方 / 法人や個人で工場や商店を営んでいる方や事業 (太陽光発電、不動産貸付業等) を行っている方。事業に使用する機械・器具・備品・構築物などの償却資産は、固定資産税の課税対象となるため、令和 3 年 1 月 1 日現在の資産状況を申告してください。

※昨年申告した方は、12 月中旬に送付する申告用紙を提出してください。令和 2 年中に新たに事業を始めた方など、申告用紙が届かない場合は連絡をしてください。

インターネットによる電子申告システム (エルタックス)

ウェブ上で申告ができます (全資産申告、増加資産 / 減少資産申告)。利用にあたっては、利用届出が必要です。詳細は、エルタックスのホームページをご覧ください。

中小事業者等が所有する償却資産および事業用家屋に係る固定資産税等の軽減措置

新型コロナウイルス感染症の影響により、事業収入が減少した中小企業、個人事業主 (※) に対して、令和 3 年度課税の 1 年分に限り、償却資産および事業用家屋に係る固定資産税および都市計画税を、事業収入の減少率に応じて以下の割合に軽減します。

令和 2 年 2 月から 10 月までの任意の連続する 3 カ月間の事業収入の対前年同期比減少率	軽減率
30%以上 50%未満減少	2 分の 1
50%以上減少	全額

軽減を受けるためには、事前に認定経営革新等支援機関等 (税理士、公認会計士、商工会議所等) の確認を受けた申告書の提出が必要となります。申告書の様式は、加西市のホームページに掲載しております。

申告期限は、令和 3 年 2 月 1 日 (月) までです。

(※) 資本金もしくは出資金の額が 1 億円以下の法人 (資本または出資を有しない法人は従業員数 1,000 人以下) または常時使用する従業員数が 1,000 人以下の個人等が該当します。大企業の子会社等は対象外となります。

空き家の定期相談会を開催

問合せ／加西空き家対策専門家協議会 ☎43-8810
(受付時間 平日9時～17時)

加西空き家対策専門家協議会（え〜がい加西）では、市と連携して空き家の相談会を定期的に開催しています。空き家だけでなく、これから空き家になる可能性のある住宅の所有者等からの相談にも、建築士や税理士、司法書士などで対応します。

●**対象**／加西市内に空き家または空き家になる可能性のある住宅を所有している方やその関係者

●**その他**／相談は1組につき30分程度
(① 13:30～、② 14:15～、③ 15:00～)

※希望される方は、上記問合せ先まで事前にご予約ください。

開催日	時間	場所
12/15 (火)	13:30～15:30	加西市役所 (5階小会議室)

かさい創業塾

申込先／加西市産業活性化センター
(加西商工会議所内) ☎42-0416 fax43-1123

創業にかかる「財務」、「経営」、「人材育成」、「販路開拓」などの基礎を学びます。かさい創業塾を含む「特定創業支援事業」を受けることにより、加西市起業・創業スタートアップ支援事業補助金および国の支援施策を受けることができます。また、受講者を対象に別日程で個別相談会も行います。希望者はお申し込みください。

●**日時**／R3.1/16 (土)、23 (土) 10:00～17:00

●**場所**／加西商工会議所 会議室

●**講師**／細川祐三さん (中小企業診断士) ほか

●**対象**／創業を検討中の方、準備を進めている方、創業されて間もない方

●**定員**／先着 15 人

●**受講料**／無料

加西市起業・創業スタートアップ支援事業補助金

加西市では起業・創業を目指す方を応援しています。事業を始めるにあたって必要となる改修費用や専門家経費、販促費用などの初期投資に対し補助します。在宅での起業や地方創業にも対応し、新たな働き方、新たな事業に取り組む事業者を重点的に支援します。

●**対象者**／

- ・市内に主たる事業所において新たに起業・創業または第二創業する個人または法人
- ・特定創業支援事業の支援を受けた創業者

●**問合せ先**／産業振興課 ☎ 42-8740

加西市公園墓地の使用者を募集 (3㎡区画増設)

問合せ／環境課 ☎42-8716
fax42-6269 kankyo@city.kasai.lg.jp

3㎡区画を12区画増設しました。4㎡区画より、約13万円安くなります。

加西市公園墓地は、緑豊かな安らぎの霊園として、昭和57年に供用が開始された市が経営する公営墓地です。現在、第1区から第4区まで、全68区画の使用者を募集しています。詳しくは、お問い合わせください。

●**場所**／鴨谷町 307-1

●**区画数**／68区画 ※10月31日時点

●**面積 (1区画)**／3㎡ (2m×1.5m)、4㎡ (2m×2m)、5㎡ (2m×2.5m)、6㎡ (2m×3m)

●**使用者要件**／加西市に住民登録または本籍がある方
※1人1区画。既存区画をお持ちの方は申請不可。

●**永代使用料および維持費** ※維持費は10年ごとに必要

区画	永代使用料	再使用区画 永代使用料	維持費 (10年分)
3㎡区画	392,000円	—	22,500円
4㎡区画	523,000円	392,000円	30,000円
5㎡区画	654,000円	490,000円	37,500円
6㎡区画	784,000円	588,000円	45,000円